

市町村における児童家庭相談業務の状況等の公表について（概要）

1. 公表内容

- 市町村における児童家庭相談業務等の状況について
 - ・市町村の児童家庭相談業務の状況について
 - ・市町村における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等の調査結果について
- 平成19年度要保護児童対策模範事業表彰について
- 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

2. 概要

（1）市町村における児童家庭相談業務等の状況について

- ①市町村の児童家庭相談業務の状況について
- ②市町村における要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等の調査結果について

（概要）

改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、平成19年4月1日現在の市町村の児童虐待等に関する相談体制の状況や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について調査した結果である。

（2）平成19年度要保護児童対策模範事業表彰について

（概要）

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行う。

- 児童相談所部門・・・1児童相談所
 - ・大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ
- 市町村関係機関部門・・・1機関
 - ・東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

（3）「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

（概要）

平成20年度（来年度）の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を「滋賀県」にて開催する。

市町村における児童家庭相談業務等の状況について (概要)

(平成19年度調査結果)

改正児童福祉法に基づき、平成17年4月から全ての市町村が児童家庭相談に関する相談業務を行うこととされたことを踏まえ、平成19年4月1日現在の市町村の児童虐待等に関する相談体制の状況や要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について調査した結果である。

- 平成18年度に全国の市町村が受け付けた児童虐待に関する相談受付件数は45,901件(前年度38,183件)。
また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所への送致等)を決定した児童虐待に関する相談対応件数は47,933件(前年度40,222件)であった。
- 相談窓口に従事する職員について、児童福祉司と同様の資格を有する者は11.3%であった。なお、児童家庭相談専任職員は、前年度の36.5%から40.7%と約4%増加した。
- 要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)または虐待防止ネットワーク「以下「ネットワーク」という。」を設置している市町村の割合は84.1%(前年度69.0%)と前年度に比べ約15%増加した。また、地域協議会を設置している市町村の割合は65.3%(前年度32.4%)と前年度に比べ倍増した。
なお、平成19年度末の地域協議会又はネットワークの設置見込みは、94.5%となっている。

- 都道府県別に見た市町村の地域協議会及びネットワークの設置率は、全ての都道府県で50%以上となったものの、56.7%から100%と地域間格差が存在。

【地域協議会又はネットワークの設置状況】

設置済み市町村の割合	都道府県名
100%	岩手県、埼玉県、神奈川県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、島根県、大分県
80%～99%	北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、富山県、山梨県、静岡県、大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県
60%～79%	青森県、秋田県、福島県、群馬県、東京都、新潟県、長野県、京都府、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県
50%～59%	福岡県、宮崎県

- 地域協議会の調整機関担当職員について、何らかの専門資格を有する者は55.4%、うち、児童福祉司と同様の資格を有する者は10.9%であった。
- 市町村において児童家庭相談を行う上での困難点として、「専門性を有する人材の確保が困難」、「職員数の確保が困難」、といった点を挙げる市町村が多かった。
- 地域協議会の機能充実のための課題として、「関係機関構成員の基礎知識と危機感の共有化が必要」、「効果的な会議運営方法が必要」、「調整機関職員の専門職化、人材確保が必要」といった点を挙げる市町村が多かった。

平成19年10月31日

平成19年度

市町村の児童家庭相談業務の状況について

- 平成17年4月1日に改正児童福祉法が施行され、市町村は児童家庭相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこととされたところである。
平成19年4月1日現在の市区町村の児童家庭相談業務の状況を把握するため調査したものである（巻末の参考添付「市町村児童家庭相談件数」については「平成18年度社会福祉行政業務報告」による）。
- この調査は、調査票により各都道府県を經由して域内の市区町村の状況を把握するとともに、各政令指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）については直接調査し、状況を把握したものである。
- また、この報告書は、1,827市区町村（平成19年4月1日現在）を、市（区を含む）、町、村、指定都市・児童相談所設置市で区分、さらに市（区）については人口規模により、30万人以上、10万人以上30万人未満、10万人未満に細分して集計を行ったものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

（平成19年4月1日現在）

人口規模区分	か所	該当区分での合計人口	
市 区	786		
人口30万人以上	64	28,329,917 人	(22.2%)
人口10万人～30万人未満	203	32,867,678 人	(25.8%)
人口10万人未満	519	27,886,885 人	(21.9%)
町	828	12,563,236 人	(9.8%)
村	194	953,109 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	19	24,944,887 人	(19.6%)
計	1,827	127,545,712 人	(100.0%)

1 相談窓口(主たる相談窓口)の設置場所について

市区においては、昭和39年から事務次官通知に基づき福祉事務所に家庭児童相談室が設置できることとされていたことから、家庭児童相談室を設置していた市区の場合、この組織を中核にするなどにより体制整備が円滑に行われたようであり、家庭児童相談室が設置されている福祉事務所又は福祉事務所機能を有する児童福祉主管課に窓口を設置している自治体が、人口規模が30万人以上では73.4%(当該区分の総数に対する割合、以下同じ)、10万人以上30万人未満では74.9%、10万人未満で86.5%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.8%、村では90.2%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

また主たる相談窓口が要保護児童対策地域協議会の調整機関となっている割合は、児童福祉主管課や家庭児童相談室は約70%となっている。

(上段:該区分での割合 下段:市区町村数)

	市区			町	村	指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成18年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①市区町村児童福祉主管課	48.4%	46.8%	48.0%	44.6%	26.3%	10.5%	43.6%	43.0%
	31	95	249	369	51	2	797	793
うち、協議会の調整機関となっている	64.5%	82.1%	74.3%	66.4%	62.7%	100.0%	70.5%	—
	20	78	185	245	32	2	562	—
②市区町村母子保健主管課	0.0%	1.5%	0.4%	6.2%	6.7%	5.3%	3.8%	3.7%
	0	3	2	51	13	1	70	69
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	66.7%	100.0%	43.1%	53.8%	0.0%	47.1%	—
	0	2	2	22	7	0	33	—
③市区町村児童福祉・母子保健統合課	1.6%	5.4%	4.2%	37.0%	57.2%	10.5%	24.8%	25.4%
	1	11	22	306	111	2	453	469
うち、協議会の調整機関となっている	100.0%	81.8%	90.9%	60.5%	55.9%	0.0%	61.1%	—
	1	9	20	185	62	0	277	—
④福祉事務所(家庭児童相談室)	25.0%	28.1%	38.5%	0.1%	0.0%	57.9%	15.6%	15.3%
	16	57	200	1	0	11	285	282
うち、協議会の調整機関となっている	75.0%	75.4%	63.0%	100.0%	0.0%	54.5%	66.0%	—
	12	43	126	1	0	6	188	—
⑤福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	0.0%	0.5%	1.9%	0.1%	0.5%	0.0%	0.7%	0.8%
	0	1	10	1	1	0	13	15
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	100.0%	80.0%	0.0%	100.0%	0.0%	76.9%	—
	0	1	8	0	1	0	10	—
⑥市区町村保健センター(類似施設を含む)	1.6%	0.0%	0.4%	5.8%	5.2%	5.3%	3.4%	3.9%
	1	0	2	48	10	1	62	71
うち、協議会の調整機関となっている	100.0%	0.0%	50.0%	35.4%	60.0%	100.0%	41.9%	—
	1	0	1	17	6	1	26	—
⑦教育委員会	0.0%	2.0%	1.9%	2.2%	1.5%	0.0%	1.9%	1.7%
	0	4	10	18	3	0	35	32
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	75.0%	80.0%	61.1%	100.0%	0.0%	71.4%	—
	0	3	8	11	3	0	25	—
⑧児童相談所	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	2.3%	—
	0	0	0	0	0	2	2	—
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	—
	0	0	0	0	0	2	2	—
⑨保育所(地域子育て支援センターを含む)	0.0%	0.0%	0.6%	2.1%	0.0%	0.0%	1.1%	1.4%
	0	0	3	17	0	0	20	25
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	0.0%	33.3%	47.1%	0.0%	0.0%	45.0%	—
	0	0	1	8	0	0	9	—
⑩学校(幼稚園・小学校・中学校)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.1%
	0	0	0	0	1	0	1	2
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—
	0	0	0	0	0	0	0	—
⑪児童館・児童センター	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
	0	0	1	2	0	0	3	2
うち、協議会の調整機関となっている	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	—
	0	0	1	2	0	0	3	—
⑫その他	23.4%	15.8%	3.9%	1.8%	2.1%	0.0%	4.7%	4.5%
	15	32	20	15	4	0	86	83
うち、協議会の調整機関となっている	93.3%	68.8%	60.0%	46.7%	100.0%	0.0%	68.6%	—
	14	22	12	7	4	0	59	—
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843

2 相談窓口に従事する職員(主たる相談窓口の担当職員)について

主たる相談窓口に従事する市区町村相談担当職員は、全国で5,880名配置されており、何らかの専門資格を有する者(①～⑩)は3,969名(67.5%)、うち、児童福祉司と同様の資格を有する者は663名(11.3%) (うち、医師・社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を除いた者は423名(7.2%))となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:人数)

	市区			町	村	指定都市・児童相談所設置市	合計	参考(平成18年度)
	人口30万人以上	人口10万人以上30万人未満	人口10万人未満					
①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	11.2%	12.4%	8.4%	2.2%	1.1%	12.0%	7.2%	8.2%
	47	112	120	43	4	97	423	515
②医師	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.9%	0.2%	0.1%
	0	0	0	4	1	7	12	4
③社会福祉士	9.3%	6.1%	2.5%	1.1%	1.4%	4.6%	3.3%	2.5%
	39	55	36	22	5	37	194	156
④精神保健福祉士	1.2%	1.8%	0.2%	0.4%	0.0%	0.4%	0.6%	0.6%
	5	16	3	7	0	3	34	40
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	10.0%	7.7%	6.0%	31.8%	39.7%	17.8%	18.9%	22.7%
	42	70	86	623	146	143	1,110	1,430
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	18.7%	19.6%	29.1%	2.1%	2.4%	9.4%	13.5%	13.0%
	78	177	414	41	9	76	795	819
⑦保育士(①に該当する者を除く)	15.3%	15.6%	12.4%	7.8%	5.4%	10.2%	10.8%	9.6%
	64	141	177	152	20	82	636	603
⑧①～⑦に該当しない心理職	6.9%	4.8%	1.4%	0.2%	0.0%	5.2%	2.3%	1.5%
	29	43	20	4	0	42	138	97
⑨①～⑧に該当しない福祉職	6.7%	6.5%	10.3%	1.8%	1.4%	9.3%	6.0%	6.1%
	28	59	147	36	5	75	350	384
⑩①～⑨に該当しない社会福祉主事	6.5%	8.2%	6.6%	1.1%	0.3%	7.3%	4.7%	4.9%
	27	74	94	22	1	59	277	305
⑪①～⑩に記載の資格を有さない一般事務職員	12.2%	14.9%	20.5%	50.4%	47.0%	20.5%	30.7%	28.8%
	51	135	292	988	173	165	1,804	1,810
⑫その他	1.9%	2.4%	2.5%	0.9%	1.1%	2.4%	1.8%	2.0%
	8	22	36	18	4	19	107	123
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100%
	418	904	1,425	1,960	368	805	5,880	6,286

● 相談窓口に従事する職員(主たる相談窓口の担当職員)について

(単位:人)

都道府県名等	職員数	種別												参考(平成18年度)
		①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く。)	②医師	③社会福祉士	④精神保健福祉士	⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く。)	⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	⑦保育士(①に該当する者を除く。)	⑧①～⑦に該当しない心理職	⑨①～⑧に該当しない福祉職	⑩①～⑨に該当しない社会福祉主事	⑪①～⑩に記載の資格を有さない一般事務職員	⑫その他	
北海道	519	12	1	6	2	147	33	39	1	18	13	240	7	612
青森県	89	3				25	3	7			2	49		123
岩手県	68	4				11	14	7		6	2	24		66
宮城県	92	4	1			24	13	12		9	1	28		92
秋田県	63	1		2		11	12	5		11	1	19	1	76
山形県	81			1		10	14	7		4	7	38		80
福島県	137			1		44	14	5		9	9	53	2	162
茨城県	135	11		4		13	41	9	2	13	5	37		116
栃木県	97	1				14	23	7	1	7	2	38	4	107
群馬県	83	2				25	14	8	1	3	5	24	1	93
埼玉県	252	20		10	7	27	44	8	2	11	42	80	1	275
千葉県	187	14		5	1	21	55	10	3	8	11	49	10	171
東京都	414	54		51	5	46	51	88	34	6	18	49	12	420
神奈川県	103	7		5		19	11	9	9	6	3	30	4	126
新潟県	88	14		2		26	13	8		8	1	16		102
富山県	34	5				4	3	7		2	1	12		32
石川県	37			1		9	1	13			1	10	2	45
福井県	39	6		4		4		9		4	2	10		33
山梨県	75	1		1		31	6	6		3	2	24	1	80
長野県	206	9		5		44	36	27	2	3	6	64	10	202
岐阜県	105	8		3	3	7	6	24		4	5	42	3	103
静岡県	117	14		1	1	19	22	10	2	10	11	26	1	130
愛知県	174	5		5	2	21	34	30	5	10	5	56	1	203
三重県	85	20		2	2	11	12	10	2	5	1	20		102
滋賀県	84	1		8		14	16	8	1	2	11	22	1	72
京都府	50	6		1		7	9	11	2	5	1	8		67
大阪府	152	48		14	2	8	8	25	12	6	4	20	5	132
兵庫県	128	5		3		17	35	20	3	9	5	27	4	104
奈良県	101	8				27	9	16	1	2	1	36	1	89
和歌山県	63			2		18	6	5	1	5	2	23	1	76
鳥取県	51	2				14	6	5		2	4	18		43
島根県	43				2	16	1	2			2	20		51
岡山県	60	5		1	1	23	9	2		2	3	13	1	87
広島県	58	3		3		2	9	11	2	4	2	22		65
山口県	50	2			1	5	10	5		3	1	22	1	58
徳島県	69	1		1		21	11	5		4	2	23	1	69
香川県	46	1			1	15	4	4	1	2	2	16		47
愛媛県	56	2				3	9	16		4		22		59
高知県	72	5				26	10	6		7	1	14	3	71
福岡県	161	6	3	2		40	17	21	1	3	1	64	3	158
佐賀県	59	1				8	9	2		15		23	1	76
長崎県	65	3		1		13	14	1	1	6	1	25		56
熊本県	94	1		2		16	9	3	1	5	4	53		101
大分県	70			3		5	21	5	5	2	6	20	3	87
宮崎県	73	3		1		17	9	4		2		36	1	71
鹿児島県	114	4		1		27	3	4	1	18	5	51		123
沖縄県	76	4		5	1	12	10	8		7	4	23	2	72
札幌市	10	2					8							10
仙台市	25					8	5	2		6	1	2	1	27
さいたま市	26	1					4	3		2	6	10		20
千葉市	12	2		4			4				2			24
横浜市	132	16		3		66	14	15	14	1		1	2	267
川崎市	57	7	6	7		7	1	7	7			15		38
新潟市	16	1					1	1			7	6		—
静岡市	11						3	3	3	1	1			12
名古屋市	105	16		3	2	4	1	7	3	5	12	52		65
浜松市	20	6		1		3	3		2		1		4	—
京都市	42									42				42
大阪市	122	26		7		3	5	20	5	15	7	29	5	96
堺市	21	5		7			1	2			2	4		19
神戸市	90	5				44					4	36	1	165
広島市	22					2	4	5		1	10			21
北九州市	36					1	10	9		1	3	6	6	36
福岡市	38	3		1	1	3	12	8	2	1	3	4		34
横須賀市	10	1		1		2			6					3
金沢市	10	6	1	3										22
合計	5,880	423	12	194	34	1,110	795	636	138	350	277	1,804	107	6,286
割合	100.0%	7.2%	0.2%	3.3%	0.6%	18.9%	13.5%	10.8%	2.3%	6.0%	4.7%	30.7%	1.8%	100.0%

(参考 平成18年度)

合計	6,286	515	4	156	40	1,430	819	603	97	384	305	1,810	123
割合	100.0%	8.2%	0.1%	2.5%	0.6%	22.7%	13.0%	9.6%	1.5%	6.1%	4.9%	28.8%	2.0%

● 主たる相談窓口の担当職員(常勤、非常勤職員数、専任・兼任職員数:都道府県別)

主たる相談窓口に従事する職員は、常勤職員が3,959名(67.3%)、また専任職員は2,396名(40.7%)配置されており、専任割合は前年度より約4%増加した。

(単位:人、%)

都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	常勤職員数	非常勤職員数	常勤割合	非常勤割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	455	64	87.7%	12.3%	80	439	15.4%	84.6%
青森県	79	10	88.8%	11.2%	19	70	21.3%	78.7%
岩手県	50	18	73.5%	26.5%	20	48	29.4%	70.6%
宮城県	66	26	71.7%	28.3%	32	60	34.8%	65.2%
秋田県	34	29	54.0%	46.0%	31	32	49.2%	50.8%
山形県	64	17	79.0%	21.0%	17	64	21.0%	79.0%
福島県	109	28	79.6%	20.4%	37	100	27.0%	73.0%
茨城県	71	64	52.6%	47.4%	63	72	46.7%	53.3%
栃木県	64	33	66.0%	34.0%	31	66	32.0%	68.0%
群馬県	58	25	69.9%	30.1%	31	52	37.3%	62.7%
埼玉県	178	74	70.6%	29.4%	97	155	38.5%	61.5%
千葉県	104	83	55.6%	44.4%	116	71	62.0%	38.0%
東京都	237	177	57.2%	42.8%	350	64	84.5%	15.5%
神奈川県	59	44	57.3%	42.7%	48	55	46.6%	53.4%
新潟県	58	30	65.9%	34.1%	37	51	42.0%	58.0%
富山県	25	9	73.5%	26.5%	10	24	29.4%	70.6%
石川県	25	12	67.6%	32.4%	7	30	18.9%	81.1%
福井県	23	16	59.0%	41.0%	13	26	33.3%	66.7%
山梨県	54	21	72.0%	28.0%	19	56	25.3%	74.7%
長野県	142	64	68.9%	31.1%	69	137	33.5%	66.5%
岐阜県	83	22	79.0%	21.0%	27	78	25.7%	74.3%
静岡県	75	42	64.1%	35.9%	52	65	44.4%	55.6%
愛知県	111	63	63.8%	36.2%	77	97	44.3%	55.7%
三重県	56	29	65.9%	34.1%	34	51	40.0%	60.0%
滋賀県	49	35	58.3%	41.7%	48	36	57.1%	42.9%
京都府	27	23	54.0%	46.0%	24	26	48.0%	52.0%
大阪府	90	62	59.2%	40.8%	79	73	52.0%	48.0%
兵庫県	62	66	48.4%	51.6%	79	49	61.7%	38.3%
奈良県	77	24	76.2%	23.8%	25	76	24.8%	75.2%
和歌山県	55	8	87.3%	12.7%	19	44	30.2%	69.8%
鳥取県	41	10	80.4%	19.6%	13	38	25.5%	74.5%
島根県	41	2	95.3%	4.7%	4	39	9.3%	90.7%
岡山県	38	22	63.3%	36.7%	19	41	31.7%	68.3%
広島県	34	24	58.6%	41.4%	17	41	29.3%	70.7%
山口県	35	15	70.0%	30.0%	18	32	36.0%	64.0%
徳島県	52	17	75.4%	24.6%	24	45	34.8%	65.2%
香川県	36	10	78.3%	21.7%	9	37	19.6%	80.4%
愛媛県	38	18	67.9%	32.1%	29	27	51.8%	48.2%
高知県	45	27	62.5%	37.5%	27	45	37.5%	62.5%
福岡県	125	36	77.6%	22.4%	45	116	28.0%	72.0%
佐賀県	43	16	72.9%	27.1%	22	37	37.3%	62.7%
長崎県	41	24	63.1%	36.9%	21	44	32.3%	67.7%
熊本県	74	20	78.7%	21.3%	24	70	25.5%	74.5%
大分県	37	33	52.9%	47.1%	36	34	51.4%	48.6%
宮崎県	60	13	82.2%	17.8%	22	51	30.1%	69.9%
鹿児島県	87	27	76.3%	23.7%	30	84	26.3%	73.7%
沖縄県	39	37	51.3%	48.7%	24	52	31.6%	68.4%
札幌市	0	10	0.0%	100.0%	10	0	100.0%	0.0%
仙台市	10	15	40.0%	60.0%	12	13	48.0%	52.0%
さいたま市	16	10	61.5%	38.5%	10	16	38.5%	61.5%
千葉市	0	12	0.0%	100.0%	12	0	100.0%	0.0%
横浜市	71	61	53.8%	46.2%	51	81	38.6%	61.4%
川崎市	42	15	73.7%	26.3%	50	7	87.7%	12.3%
新潟市	13	3	81.3%	18.8%	4	12	25.0%	75.0%
静岡市	6	5	54.5%	45.5%	9	2	81.8%	18.2%
浜松市	11	9	55.0%	45.0%	12	8	60.0%	40.0%
名古屋市	66	39	62.9%	37.1%	55	50	52.4%	47.6%
京都市	0	42	0.0%	100.0%	42	0	100.0%	0.0%
大阪市	76	46	62.3%	37.7%	68	54	55.7%	44.3%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	0	100.0%	0.0%
神戸市	88	2	97.8%	2.2%	0	90	0.0%	100.0%
広島市	11	11	50.0%	50.0%	11	11	50.0%	50.0%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	0	36	0.0%	100.0%
福岡市	18	20	47.4%	52.6%	38	0	100.0%	0.0%
横須賀市	2	8	20.0%	80.0%	7	3	70.0%	30.0%
金沢市	10	0	100.0%	0.0%	9	1	90.0%	10.0%
合計	3,959	1,921	67.3%	32.7%	2,396	3,484	40.7%	59.3%

(参考) 平成18年度	4,354	1,933	69.3%	30.7%	2,295	3,991	36.5%	63.5%
----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

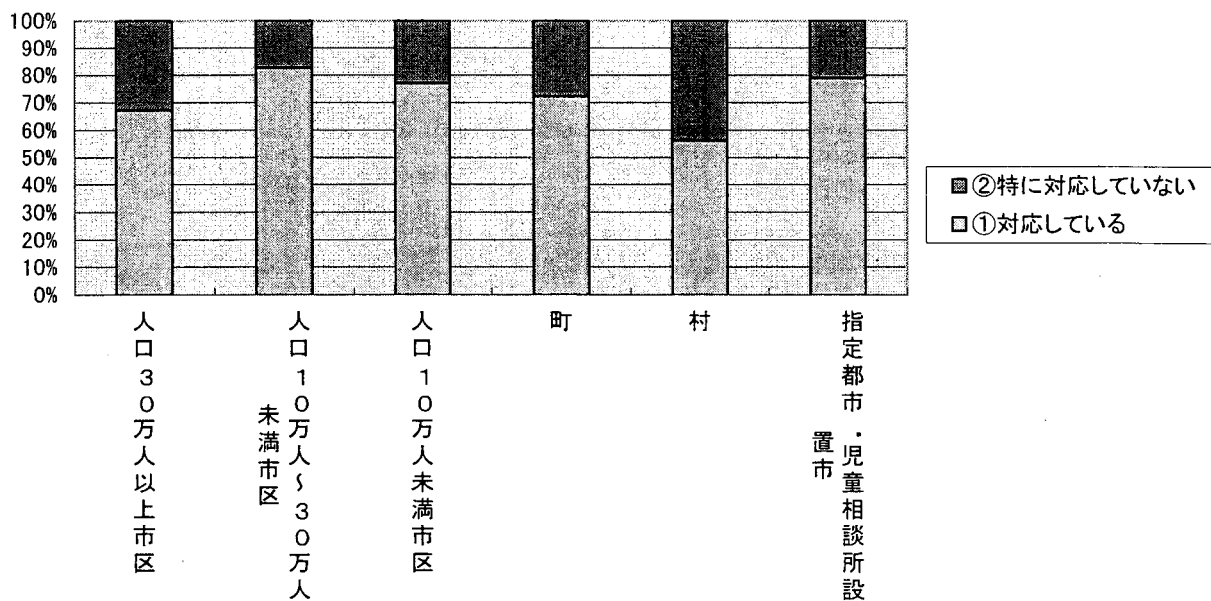
3-1 夜間・休日の対応について

夜間・休日の対応については、対応している自治体が72.9%と平成18年度(58.9%)に比べ14%上昇した。村についても前年度に比べ約10%上昇したが、56.2%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考(平成18年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①対応している	67.2%	82.8%	77.1%	72.1%	56.2%	78.9%	72.9%	58.9%
	43	168	400	597	109	15	1,332	1,086
②特に対応していない	32.8%	17.2%	22.9%	27.9%	43.8%	21.1%	27.1%	41.1%
	21	35	119	231	85	4	495	757
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843

夜間・休日の対応

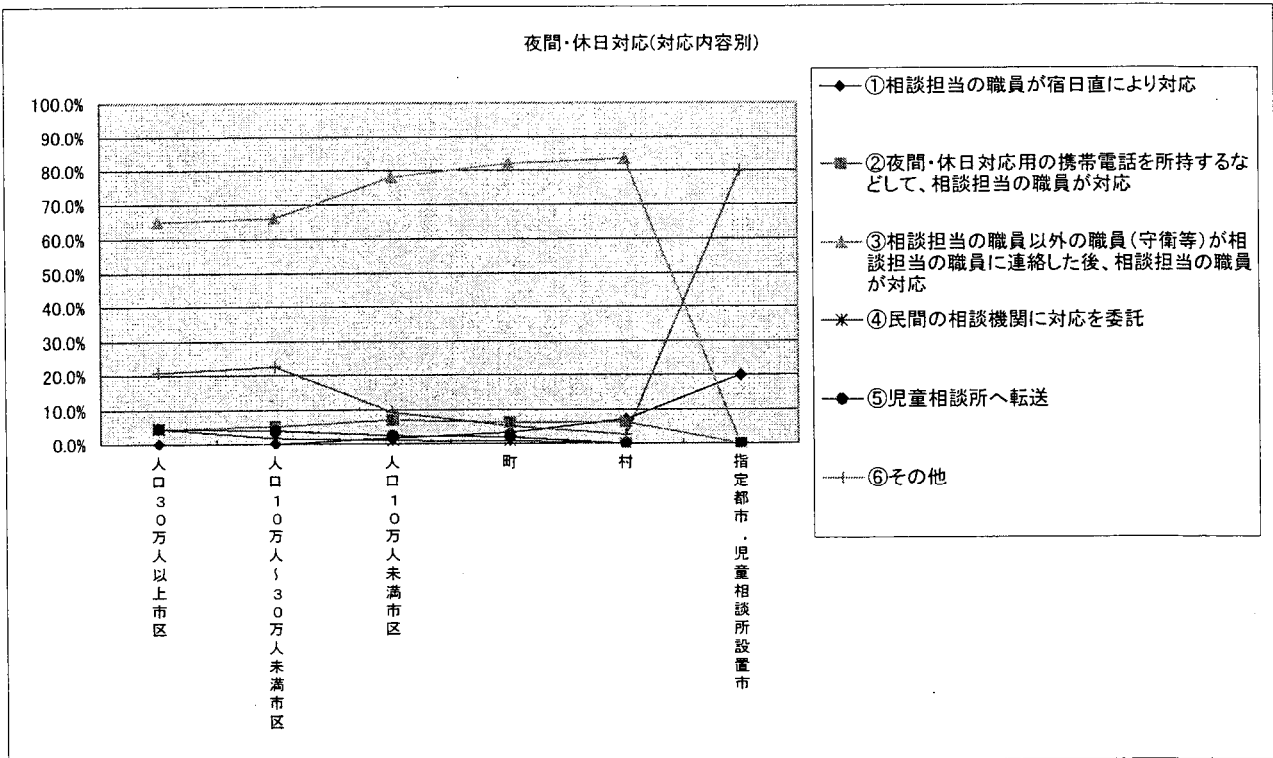


3-2 夜間・休日の対応について(対応内容別)

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その対応内容を見ると、守衛等の相談担当職員以外の職員が相談担当職員に連絡した後、相談担当職員が対応している(77.5%)といった対応が多い。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成18年 度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①相談担当の職員が宿日直により対応	0.0%	0.0%	1.8%	3.4%	7.3%	20.0%	2.9%	2.8%
	0	0	7	20	8	3	38	30
②夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	4.7%	5.4%	7.3%	6.4%	6.4%	0.0%	6.4%	8.3%
	2	9	29	38	7	0	85	90
③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	65.1%	66.1%	78.0%	82.1%	83.5%	0.0%	77.5%	63.2%
	28	111	312	490	91	0	1,032	686
④民間の相談機関に対応を委託	4.7%	1.8%	1.0%	0.8%	0.0%	0.0%	1.1%	1.7%
	2	3	4	5	0	0	14	19
⑤児童相談所へ転送	4.7%	4.2%	2.5%	2.0%	0.0%	0.0%	2.3%	—
	2	7	10	12	0	0	31	—
⑥その他	20.9%	22.6%	9.5%	5.4%	2.8%	80.0%	9.9%	24.0%
	9	38	38	32	3	12	132	261
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	43	168	400	597	109	15	1,332	1,086

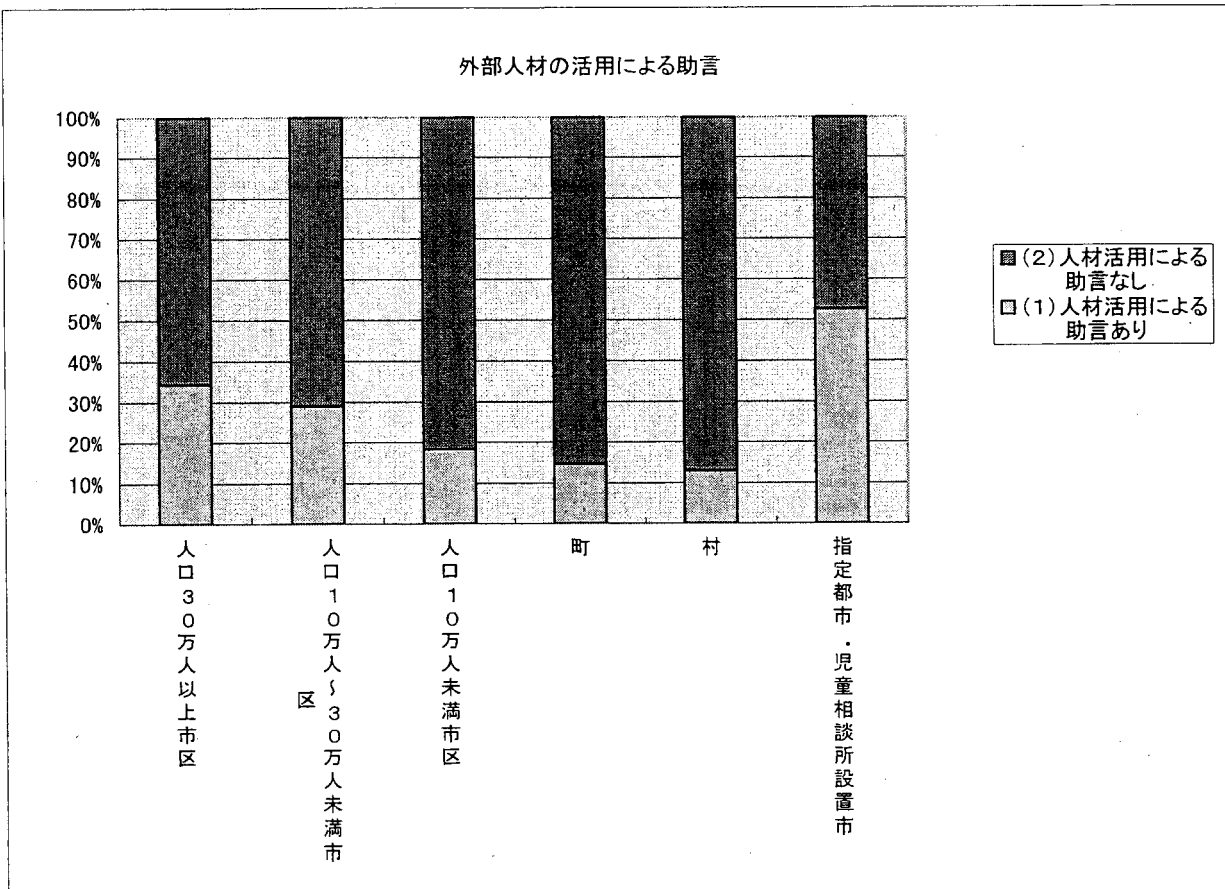


4 外部人材の活用について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする自治体が18.2%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市	
(1)人材活用による助言あり	34.4%	29.1%	18.3%	14.6%	12.9%	52.6%	18.2%
	22	59	95	121	25	10	332
(2)人材活用による助言なし	65.6%	70.9%	81.7%	85.4%	87.1%	47.4%	81.8%
	42	144	424	707	169	9	1,495
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	203	519	828	194	19	1,827

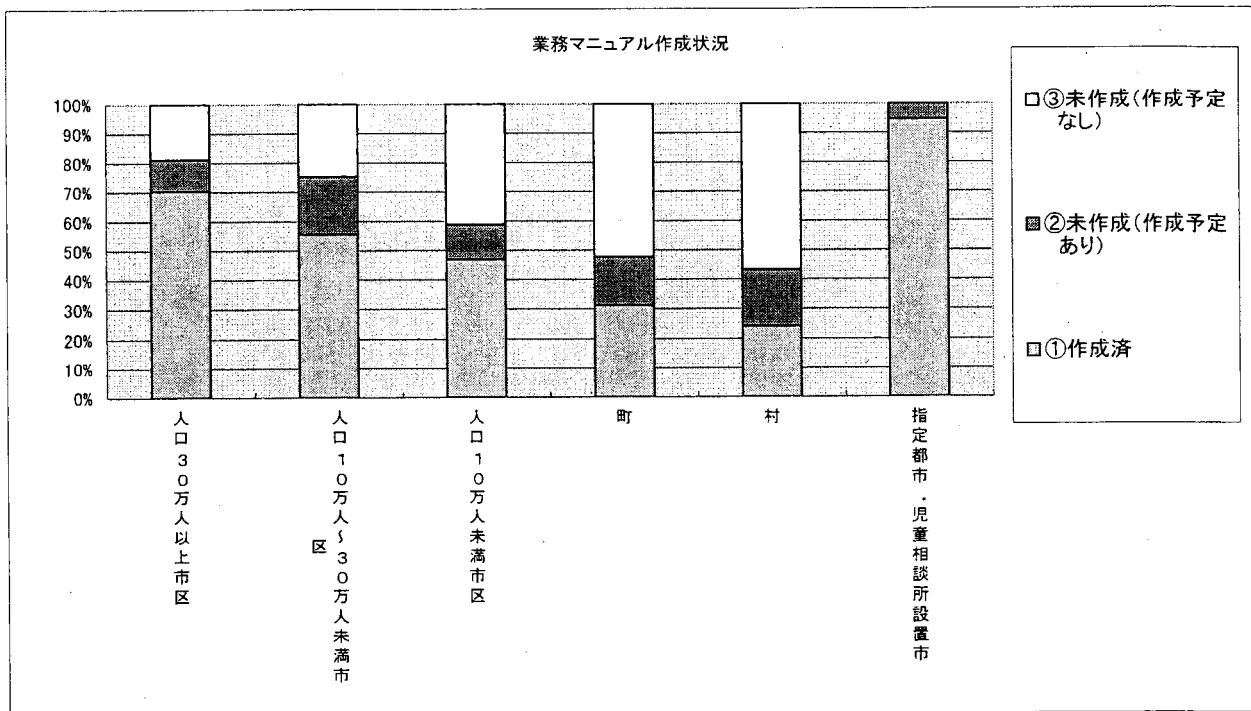


5 業務マニュアル作成状況について

業務マニュアルは、それぞれの自治体に適したものの作成が必要であるが、作成しているのは、市部の人口規模30万人以上の所では70.3%、10万人以上30万人未満では55.7%、10万人未満では46.1%、町では31.0%、村では24.2%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

	規模区分						合計
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市	
①作成済	70.3%	55.7%	46.1%	31.0%	24.2%	94.7%	39.4%
	45	113	239	257	47	18	719
②未作成(作成予定あり)	10.9%	19.7%	11.8%	16.3%	19.1%	5.3%	15.4%
	7	40	61	135	37	1	281
③未作成(作成予定なし)	18.8%	24.6%	40.3%	51.9%	56.7%	0.0%	44.4%
	12	50	209	430	110	0	811
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	64	203	519	828	194	19	1,827



6 都道府県(児童相談所等)からの後方支援の状況について(複数回答)

各市区町村が受けている都道府県(児童相談所等)からの支援の状況については、①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施(72.8%→83.8%)②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言(77.2%→91.4%)など、いずれの項目も前年度に比べ上昇している。

		規模区分						合計	参考(平成18年度)
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	比較的支援を受けている	65.6%	76.4%	76.1%	67.5%	63.9%	100.0%	70.8%	-
		42	155	395	559	124	19	1,294	-
	あまり支援を受けていない	20.3%	14.3%	12.1%	13.9%	8.8%	0.0%	13.0%	-
		13	29	63	115	17	0	237	-
	合計	85.9%	90.6%	88.2%	81.4%	72.7%	100.0%	83.8%	72.8%
		55	184	458	674	141	19	1,531	1,342
②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	比較的支援を受けている	90.6%	90.1%	94.2%	81.9%	61.3%	63.2%	84.2%	-
		58	183	489	678	119	12	1,539	-
	あまり支援を受けていない	7.8%	6.9%	5.0%	7.9%	10.3%	0.0%	7.1%	-
		5	14	26	65	20	0	130	-
	合計	98.4%	97.0%	99.2%	89.7%	71.6%	63.2%	91.4%	77.2%
		63	197	515	743	139	12	1,669	1,423
③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	比較的支援を受けている	93.8%	97.5%	91.3%	75.1%	46.9%	57.9%	79.7%	-
		60	198	474	622	91	11	1,456	-
	あまり支援を受けていない	4.7%	1.5%	3.5%	7.2%	8.8%	26.3%	5.8%	-
		3	3	18	60	17	5	106	-
	合計	98.4%	99.0%	94.8%	82.4%	55.7%	84.2%	85.5%	66.7%
		63	201	492	682	108	16	1,562	1,230
④年間を通じて市区町村に県職員を派遣	比較的支援を受けている	12.5%	5.4%	7.1%	5.6%	5.2%	89.5%	7.1%	-
		8	11	37	46	10	17	129	-
	あまり支援を受けていない	1.6%	3.4%	6.7%	6.9%	8.8%	5.3%	6.5%	-
		1	7	35	57	17	1	118	-
	合計	14.1%	8.9%	13.9%	12.4%	13.9%	94.7%	13.5%	2.7%
		9	18	72	103	27	18	247	49
⑤定期的に児童相談所職員を派遣して市区町村を支援	比較的支援を受けている	6.3%	10.8%	7.7%	5.8%	7.7%	10.5%	7.2%	-
		4	22	40	48	15	2	131	-
	あまり支援を受けていない	4.7%	5.4%	10.0%	10.4%	9.8%	10.5%	9.5%	-
		3	11	52	86	19	2	173	-
	合計	10.9%	16.3%	17.7%	16.2%	17.5%	21.1%	16.6%	6.0%
		7	33	92	134	34	4	304	110
⑥児童相談所への市区町村職員の受け入れ	比較的支援を受けている	26.6%	8.9%	4.6%	2.4%	1.5%	10.5%	4.6%	-
		17	18	24	20	3	2	84	-
	あまり支援を受けていない	6.3%	5.9%	6.0%	4.5%	3.6%	10.5%	5.1%	-
		4	12	31	37	7	2	93	-
	合計	32.8%	14.8%	10.6%	6.9%	5.2%	21.1%	9.7%	4.8%
		21	30	55	57	10	4	177	89
⑦国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けのマニュアル等を作成	比較的支援を受けている	56.3%	53.7%	43.9%	34.7%	24.7%	26.3%	39.0%	-
		36	109	228	287	48	5	713	-
	あまり支援を受けていない	9.4%	11.3%	7.5%	8.5%	6.7%	0.0%	8.3%	-
		6	23	39	70	13	0	151	-
	合計	65.6%	65.0%	51.4%	43.1%	31.4%	26.3%	47.3%	38.6%
		42	132	267	357	61	5	864	712
市区町村数		64	203	519	828	194	19	1,827	1,843

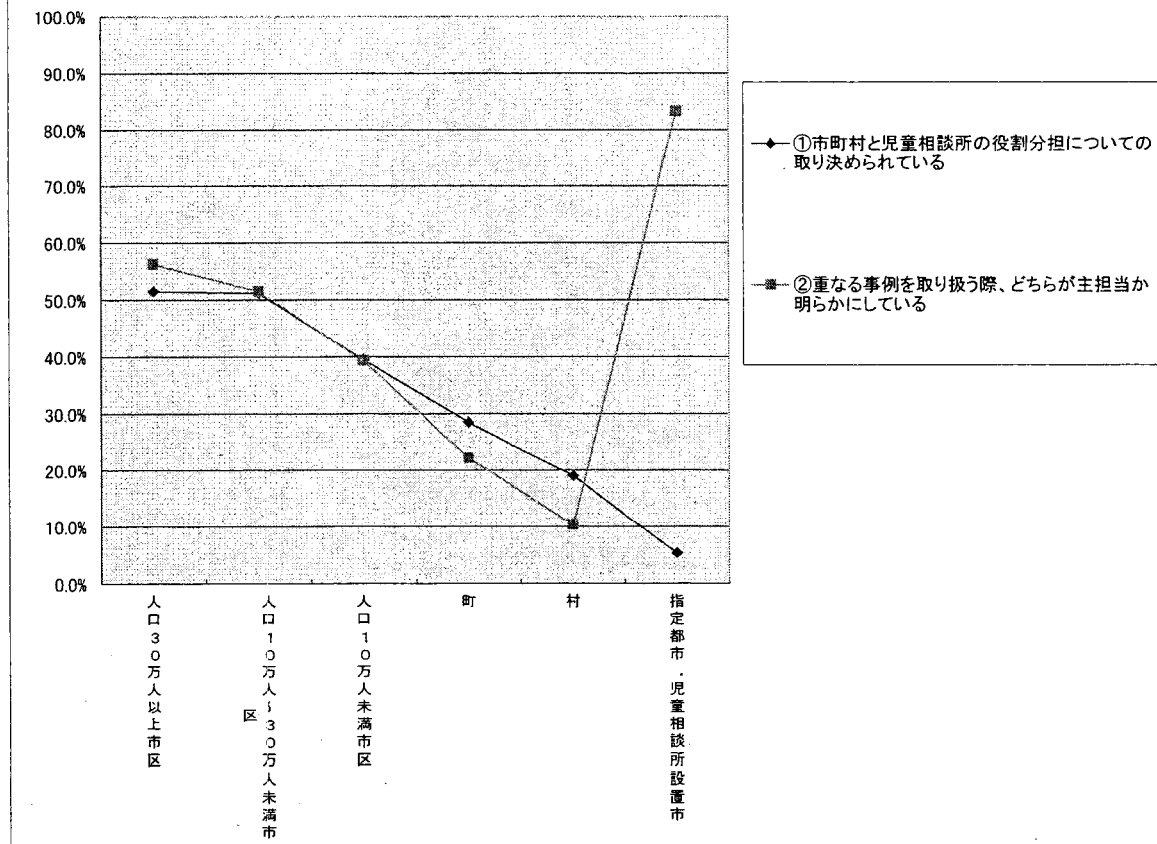
7 虐待事例に関する役割分担

虐待事例に関し、市町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては「文書はないが一応決められている」といった自治体まで含めると、33.7%の自治体が決めている。また、市町村と児童相談所が重なる虐待事例を取扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、30.5%の自治体が決まっておき、44.0%の自治体は個々の事例によって、主担当を決めている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

		規模区分					指定都市・児童相談所設置市	合計
		人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村		
①市町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	14.1%	8.9%	6.7%	4.7%	3.1%	5.3%	5.9%
		9	18	35	39	6	1	108
	文書はないが一応決められている	37.5%	42.4%	32.8%	23.8%	16.0%	0.0%	27.8%
		24	86	170	197	31	0	508
	合計	51.6%	51.2%	39.5%	28.5%	19.1%	5.3%	33.7%
		33	104	205	236	37	1	616
②市町村と児童相談所が重なる事例を取扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている	56.3%	51.5%	39.3%	22.2%	10.4%	83.3%	30.5%
		36	104	204	184	20	17	565
	個々の事例による	32.8%	40.9%	41.8%	47.2%	46.9%	5.3%	44.0%
		21	83	217	391	91	1	804
市区町村数		64	203	519	828	194	19	1,827

虐待事例に関する役割分担



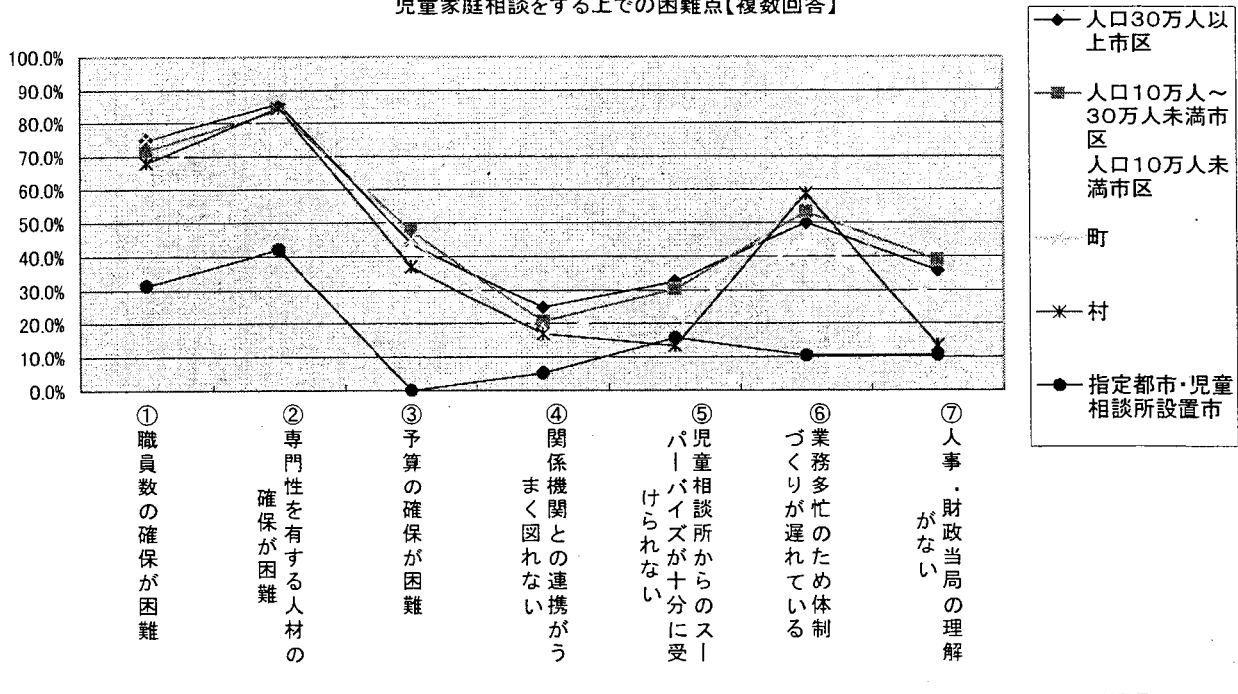
8 児童家庭相談をする上での困難点(複数回答)

市町村が児童家庭相談業務を担うようになって3年目を迎えたが、困難点としては専門性を有する人材の確保が困難である(85.3%)、職員数の確保が困難である(70.7%)といった困難点を挙げる自治体の割合が依然として高くなっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考(平成18年度)
	人口30万人以上市区	人口10万人～30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市・児童相談所設置市		
①職員数の確保が困難	75.0%	71.9%	65.1%	75.1%	68.0%	31.6%	70.7%	61.8%
	48	146	338	622	132	6	1,292	1,139
②専門性を有する人材の確保が困難	85.9%	83.7%	83.6%	87.8%	84.5%	42.1%	85.3%	79.5%
	55	170	434	727	164	8	1,558	1,466
③予算の確保が困難	43.8%	47.8%	43.0%	45.2%	37.1%	0.0%	43.5%	39.7%
	28	97	223	374	72	0	794	732
④関係機関との連携がうまく図れない	25.0%	20.7%	18.1%	14.3%	17.0%	5.3%	16.6%	14.6%
	16	42	94	118	33	1	304	269
⑤児童相談所からのスーパーバイズが十分に受けられない	32.8%	30.5%	24.7%	17.5%	13.4%	15.8%	21.1%	14.2%
	21	62	128	145	26	3	385	261
⑥業務多忙のため体制づくりが遅れている	50.0%	53.2%	43.9%	59.2%	58.8%	10.5%	53.3%	53.4%
	32	108	228	490	114	2	974	984
⑦人事・財政当局の理解がない	35.9%	38.9%	28.5%	25.6%	13.4%	10.5%	26.8%	22.0%
	23	79	148	212	26	2	490	406
市区町村数	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843

児童家庭相談をする上での困難点【複数回答】



(参考) 市町村児童家庭相談件数(平成18年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)【平成19年9月28日公表】より抜粋)

平成18年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約26万件(対前年度比3万件増)、うち児童虐待に関する相談受付件数は45,901件(対前年度比8千件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所への送致等)を決定した相談対応件数は約27万件(対前年度比3万件増)、うち児童虐待に関する相談対応件数は47,933件(対前年度比8千件増)であった。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他相談 ③-④
北海道	8,022	1,228	6,794	8,153	1,245	6,908
青森県	2,013	81	1,932	2,019	88	1,931
岩手県	1,666	366	1,300	1,635	353	1,282
宮城県	2,722	599	2,123	3,552	867	2,685
秋田県	2,787	266	2,521	2,822	284	2,538
山形県	2,022	140	1,882	2,038	153	1,885
福島県	2,335	444	1,891	2,374	429	1,945
茨城県	4,680	807	3,873	5,131	872	4,259
栃木県	1,374	464	910	1,459	511	948
群馬県	2,414	526	1,888	2,494	579	1,915
埼玉県	9,138	1,545	7,593	9,454	1,577	7,877
千葉県	6,382	1,563	4,819	6,400	1,554	4,846
東京都	28,393	4,993	23,400	28,148	4,951	23,197
神奈川県	4,627	1,699	2,928	5,181	1,985	3,196
新潟県	5,351	704	4,647	5,495	721	4,774
富山県	763	280	483	763	279	484
石川県	1,235	202	1,033	1,260	200	1,060
福井県	976	232	744	975	230	745
山梨県	2,066	425	1,641	2,170	459	1,711
長野県	9,251	673	8,578	9,684	698	8,986
岐阜県	3,289	456	2,833	3,357	452	2,905
静岡県	3,141	811	2,330	3,249	862	2,387
愛知県	7,024	2,114	4,910	7,065	2,125	4,940
三重県	3,631	994	2,637	3,725	1,002	2,723
滋賀県	3,947	1,553	2,394	3,964	1,560	2,404
京都府	2,269	570	1,699	2,245	558	1,687
大阪府	12,325	4,543	9,075	12,309	4,517	9,143
兵庫県	22,991	2,214	20,777	23,012	2,222	20,790
奈良県	6,617	696	5,921	6,880	731	6,149
和歌山県	794	201	593	795	201	594
鳥取県	617	148	469	1,209	162	1,047
島根県	1,030	235	795	1,026	232	794
岡山県	1,766	919	847	1,766	919	847
広島県	2,178	570	1,608	2,271	576	1,695
山口県	1,459	348	1,111	1,309	348	961
徳島県	823	209	614	940	228	712
香川県	1,267	367	900	1,264	367	897
愛媛県	1,473	248	1,225	1,472	248	1,224
高知県	1,103	139	964	1,219	165	1,054
福岡県	6,378	1,219	5,159	7,168	1,247	5,921
佐賀県	1,872	216	1,656	1,952	235	1,717
長崎県	2,464	519	1,945	2,646	612	2,034
熊本県	4,294	780	3,514	4,682	831	3,274
大分県	1,841	408	1,433	1,837	403	1,434
宮崎県	1,380	375	1,005	1,401	376	1,025
鹿児島県	2,066	329	1,737	2,082	329	1,753
沖縄県	2,090	615	1,714	2,167	563	1,604
札幌市	1,035	211	824	1,510	211	1,299
仙台市	762	271	491	762	268	494
さいたま市	385	117	268	413	121	292
千葉市	1,027	221	806	1,027	236	791
横浜市	24,888	348	24,540	24,888	348	24,540
川崎市	4,077	607	3,470	4,547	664	3,883
静岡市	836	181	655	836	183	653
名古屋市	3,570	602	2,968	3,678	708	2,970
京都市	1,577	585	992	2,646	1,001	1,645
大阪市	3,941	1,063	2,878	3,867	1,128	2,739
堺市	2,774	929	1,845	2,774	929	1,845
神戸市	9,871	142	9,729	9,871	142	9,729
広島市	899	151	748	1,255	224	1,031
北九州市	4,341	747	3,594	4,341	735	3,606
福岡市	2,106	594	1,512	2,145	608	1,537
横須賀市	707	99	608	1,874	321	1,553
合計	261,142	45,901	215,241	270,653	47,933	222,720
平成17年度	232,231	38,183	194,048	242,026	40,222	201,804
対前年度増▲減	28,911	7,718	21,193	28,627	7,711	20,916

平成19年10月31日

市町村における要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等の調査結果について (平成19年4月調査)

【調査目的】

平成16年の児童福祉法の改正により、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における児童虐待防止に向けた取組は、これまで以上に重要なものと位置づけられたところであり、さらに、児童虐待防止ネットワークについては、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」として児童福祉法に位置づけられたことから、市町村での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況等を把握し、より効果的な施策の検討に資するため、調査を実施した。

【調査方法】

全国1,827市町村を対象に、平成19年4月1日現在における、要保護児童対策地域協議会について、主として以下の項目の質問を行った。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 設置の状況 | 6. 児童虐待防止以外の業務分野 |
| 2. 調整機関 | 7. 設置によるメリット、効果等 |
| 3. 設置形態・活動内容等 | 8. 活動上の困難点 |
| 4. ケースの進行管理の状況 | 9. 機能充実のための課題 |
| 5. 関係機関等の状況 | 10. 設置していない理由 |

調査については、都道府県の協力を得て市町村からの回答を回収し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室にて取りまとめた。

【調査結果】

別紙のとおり

1. 設置の状況

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況(表1、参考1)

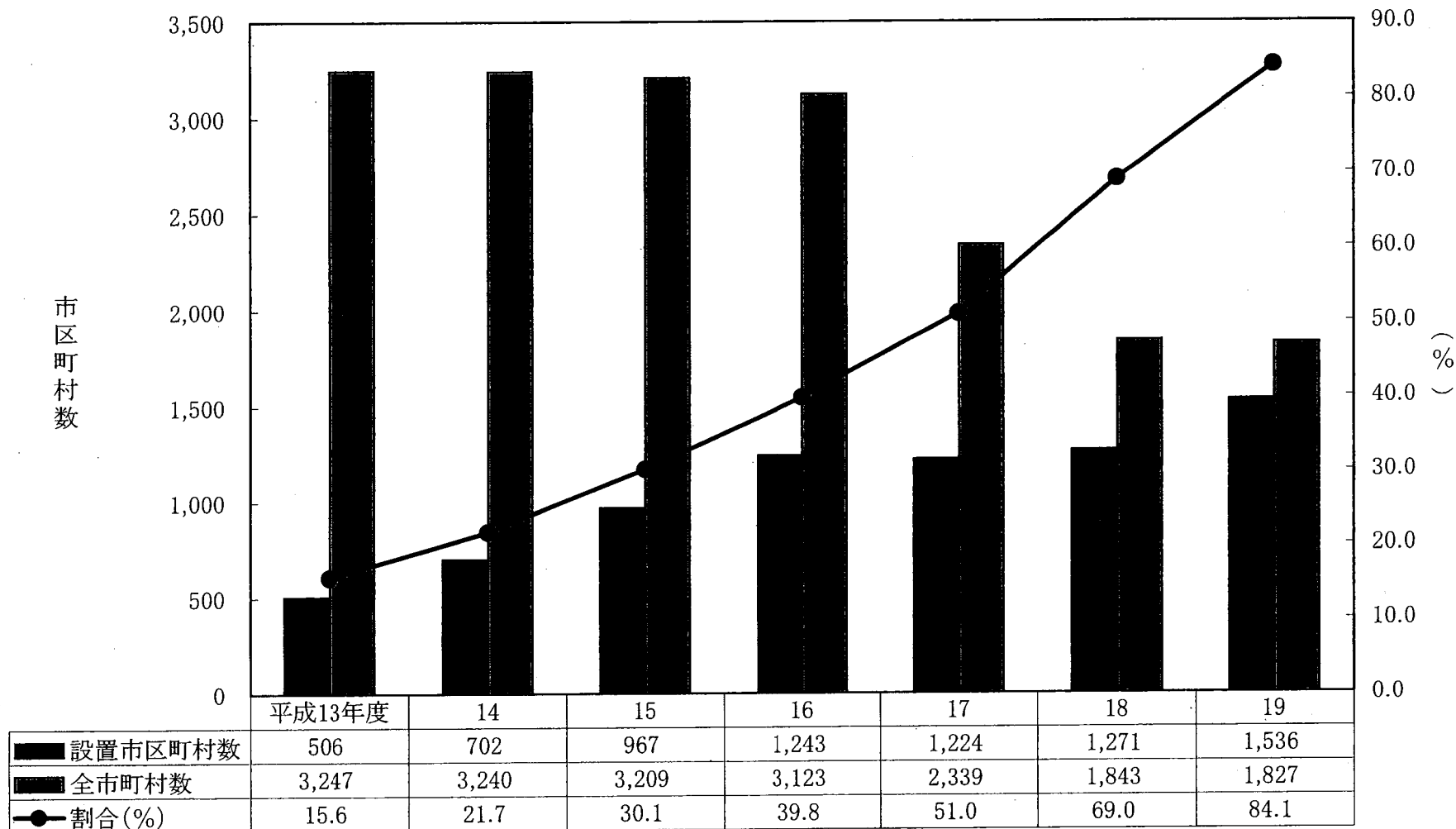
平成19年4月1日現在において、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置済みの市町村は、全国1,827市町村のうち1,193か所(65.3%)であり、児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を設置済みの市町村は、343か所(18.8%)となっている。

また、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

表1 地域協議会及びネットワークの設置状況 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	(参考) 平成18年 4月	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村				
市区町村数	64	203	519	828	194	19	1,827	1,843	
地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193	598
	%	75.0%	80.8%	75.0%	60.9%	39.7%	57.9%	65.3%	32.4%
ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343	673
	%	25.0%	16.7%	17.5%	19.9%	16.5%	26.3%	18.8%	36.5%
合計	数	64	198	480	669	109	16	1,536	1,271
	%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%	69.0%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み (表2)

平成19年4月1日現在において、地域協議会又はネットワークを設置済みである市町村の数及び割合は、全国の1,536か所(84.1%)となっている。

また、平成19年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合の見込みが1,727か所(94.5%)、平成20年度末には1,760か所(96.3%)となる見込みである。

表2 地域協議会及びネットワークの設置見込み (平成19年4月1日現在)

			都道府県					指定都市	合計
			市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
市区町村数			64	203	519	828	194	19	1,827
平成 19年 4月 1日 時点 の 設置 数	地域協議会	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	ネットワーク	数	16	34	91	165	32	5	343
	小計	数	64	198	480	669	109	16	1,536
		%	100.0%	97.5%	92.5%	80.8%	56.2%	84.2%	84.1%
平成 19年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	56	189	480	681	137	16	1,559
	ネットワーク	数	8	13	38	92	17	0	168
	小計	数	64	202	518	773	154	16	1,727
		%	100.0%	99.5%	99.8%	93.4%	79.4%	84.2%	94.5%
平成 20年 度 末 見 込 み	地域協議会	数	62	199	508	739	154	16	1,678
	ネットワーク	数	2	3	10	59	8	0	82
	小計	数	64	202	518	798	162	16	1,760
		%	100.0%	99.5%	99.8%	96.4%	83.5%	84.2%	96.3%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数	0	0	0	22	26	0	48
		%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	13.4%	0.0%	2.6%
無回答		数	0	1	1	8	6	3	19
		%	0.0%	0.5%	0.2%	1.0%	3.1%	15.8%	1.0%
合計		数	64	203	519	828	194	19	1,827
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワーク設置状況 (参考2、参考3)

地域協議会又はネットワークの設置済の市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で56.7%、最高で100.0%となっている。

全体では、40~60%未満が2県(4.3%)、60~80%未満が14都府県(29.8%)、80%~100%未満が18道府県(38.3%)、100%が13県(27.6%)となっている。

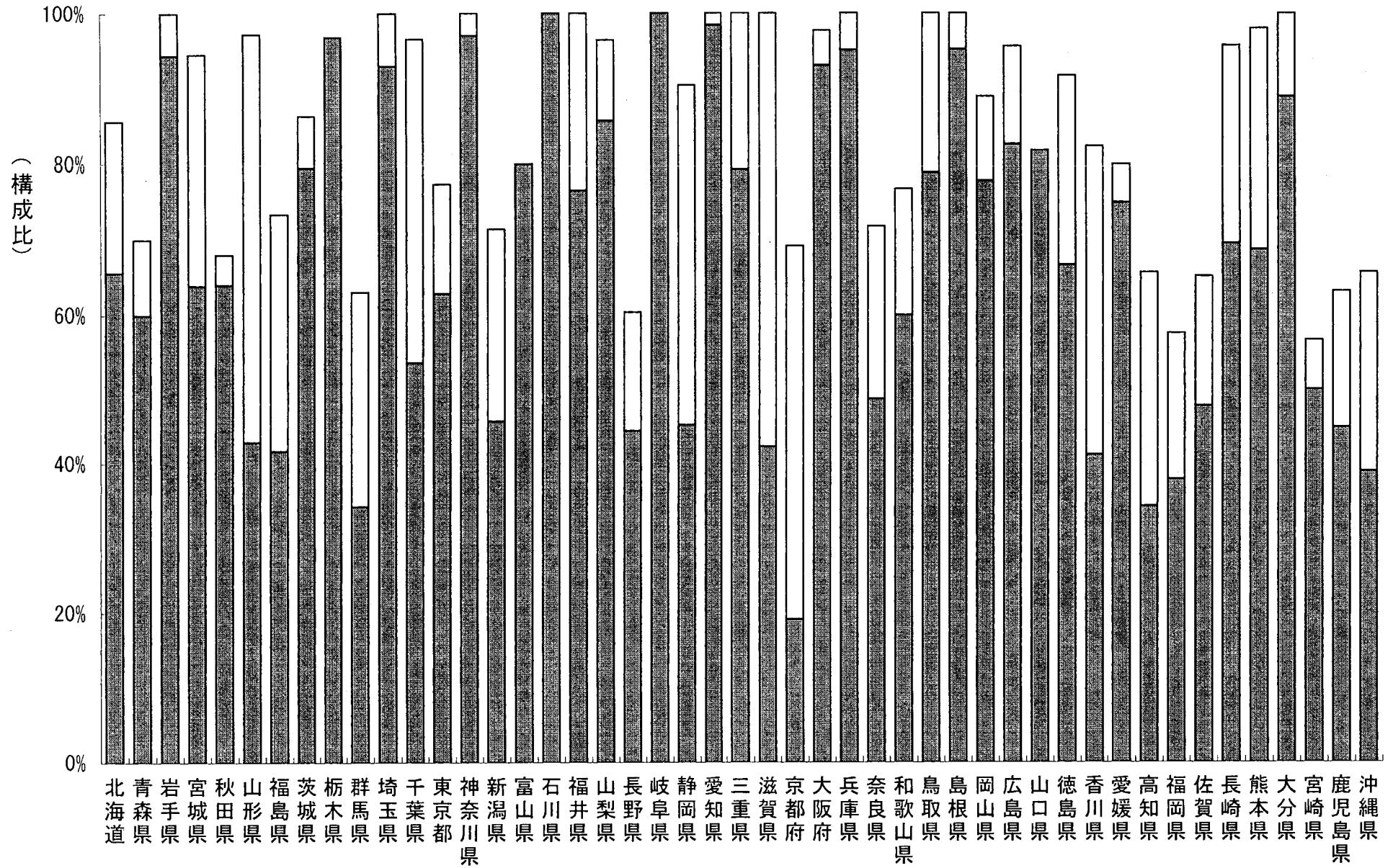
(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (平成19年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	118	65.6%	36	20.0%	154	85.6%
青森県	24	60.0%	4	10.0%	28	70.0%
岩手県	33	94.3%	2	5.7%	35	100.0%
宮城県	23	63.9%	11	30.6%	34	94.4%
秋田県	16	64.0%	1	4.0%	17	68.0%
山形県	15	42.9%	19	54.3%	34	97.1%
福島県	25	41.7%	19	31.7%	44	73.3%
茨城県	35	79.5%	3	6.8%	38	86.4%
栃木県	30	96.8%	0	0.0%	30	96.8%
群馬県	13	34.2%	11	28.9%	24	63.2%
埼玉県	65	92.9%	5	7.1%	70	100.0%
千葉県	30	53.6%	24	42.9%	54	96.4%
東京都	39	62.9%	9	14.5%	48	77.4%
神奈川県	32	97.0%	1	3.0%	33	100.0%
新潟県	16	45.7%	9	25.7%	25	71.4%
富山県	12	80.0%	0	0.0%	12	80.0%
石川県	19	100.0%	0	0.0%	19	100.0%
福井県	13	76.5%	4	23.5%	17	100.0%
山梨県	24	85.7%	3	10.7%	27	96.4%
長野県	36	44.4%	13	16.0%	49	60.5%
岐阜県	42	100.0%	0	0.0%	42	100.0%
静岡県	19	45.2%	19	45.2%	38	90.5%
愛知県	62	98.4%	1	1.6%	63	100.0%
三重県	23	79.3%	6	20.7%	29	100.0%
滋賀県	11	42.3%	15	57.7%	26	100.0%
京都府	5	19.2%	13	50.0%	18	69.2%
大阪府	40	93.0%	2	4.7%	42	97.7%
兵庫県	39	95.1%	2	4.9%	41	100.0%
奈良県	19	48.7%	9	23.1%	28	71.8%
和歌山県	18	60.0%	5	16.7%	23	76.7%
鳥取県	15	78.9%	4	21.1%	19	100.0%
島根県	20	95.2%	1	4.8%	21	100.0%
岡山県	21	77.8%	3	11.1%	24	88.9%
広島県	19	82.6%	3	13.0%	22	95.7%
山口県	18	81.8%	0	0.0%	18	81.8%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	16	66.7%	6	25.0%	22	91.7%
香川県	7	41.2%	7	41.2%	14	82.4%
愛媛県	15	75.0%	1	5.0%	16	80.0%
高知県	12	34.3%	11	31.4%	23	65.7%
福岡県	25	37.9%	13	19.7%	38	57.6%
佐賀県	11	47.8%	4	17.4%	15	65.2%
長崎県	16	69.6%	6	26.1%	22	95.7%
熊本県	33	68.8%	14	29.2%	47	97.9%
大分県	16	88.9%	2	11.1%	18	100.0%
宮崎県	15	50.0%	2	6.7%	17	56.7%
鹿児島県	22	44.9%	9	18.4%	31	63.3%
沖縄県	16	39.0%	11	26.8%	27	65.9%
全国	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

設置済み 市区町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	13 (27.6%)
80%~99%	18 (38.3%)
60%~79%	14 (29.8%)
40%~59%	2 (4.3%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

(参考3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況 (構成比) (平成19年4月1日現在)



■地域協議会 □ネットワーク

2. 調整機関

(1) 担当職員 (表3-1)

調整機関の担当職員は、全国で3,047名配置されており、何らかの専門資格を有する者(①~⑩)が1,687名(55.4%)、うち児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)は、333名(10.9%)となっている。

表3-1 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	数	14	66	92	42	4	6	224
	%	7.0%	11.7%	8.6%	4.1%	2.7%	19.4%	7.4%
②医師	数	0	0	1	0	0	0	1
	%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③社会福祉士	数	13	21	27	23	4	0	88
	%	6.5%	3.7%	2.5%	2.2%	2.7%	0.0%	2.9%
④精神保健福祉士	数	3	7	2	8	0	0	20
	%	1.5%	1.2%	0.2%	0.8%	0.0%	0.0%	0.7%
小計 (児童福祉司と同様の資格を有する者①~④の計)	数	30	94	122	73	8	6	333
	%	15.0%	16.6%	11.4%	7.1%	5.4%	19.4%	10.9%
⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く。)	数	23	62	71	173	54	5	388
	%	11.5%	11.0%	6.6%	16.8%	36.2%	16.1%	12.7%
⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く。)	数	27	93	190	25	3	0	338
	%	13.5%	16.4%	17.7%	2.4%	2.0%	0.0%	11.1%
⑦保育士(①に該当する者を除く。)	数	32	65	106	71	7	0	281
	%	16.0%	11.5%	9.9%	6.9%	4.7%	0.0%	9.2%
⑧①から⑦に該当しない心理職	数	13	8	6	3	0	1	31
	%	6.5%	1.4%	0.6%	0.3%	0.0%	3.2%	1.0%
⑨①から⑧に該当しない福祉職	数	6	24	77	22	3	1	133
	%	3.0%	4.2%	7.2%	2.1%	2.0%	3.2%	4.4%
⑩①から⑨に該当しない社会福祉主事	数	16	50	101	12	0	4	183
	%	8.0%	8.8%	9.4%	1.2%	0.0%	12.9%	6.0%
小計 (何らかの専門資格を有する者①~⑩の計)	数	147	396	673	379	75	17	1,687
	%	73.5%	70.0%	62.8%	36.8%	50.3%	54.8%	55.4%
⑪①から⑩に記載の資格を有さない一般事務職員	数	50	163	387	646	74	13	1,333
	%	25.0%	28.8%	36.1%	62.7%	49.7%	41.9%	43.7%
⑫その他	数	3	7	11	5	0	1	27
	%	1.5%	1.2%	1.0%	0.5%	0.0%	3.2%	0.9%
合計	数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員の詳細 (表3-2)

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が2,392人(78.5%)、正規職員以外が655人(21.5%)となっている。

また専任・兼任の状況は、専任が937人(30.8%)、他の業務と兼任が2,110人(69.2%)となっている。

なお「家庭相談員との併任」の担当職員は、891人(29.2%)となっている。

表3-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193	
担当職員数		数	200	566	1,071	1,030	149	31	3,047
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	156	391	706	967	141	31	2,392
		%	78.0%	69.1%	65.9%	93.9%	94.6%	100.0%	78.5%
	正規職員以外	数	44	175	365	63	8	0	655
		%	22.0%	30.9%	34.1%	6.1%	5.4%	0.0%	21.5%
専任・兼任の状況	専任	数	126	313	391	90	3	14	937
		%	63.0%	55.3%	36.5%	8.7%	2.0%	45.2%	30.8%
	兼任	数	74	253	680	940	146	17	2,110
		%	37.0%	44.7%	63.5%	91.3%	98.0%	54.8%	69.2%
家庭相談員との併任	併任	数	44	194	381	232	38	2	891
		%	22.0%	34.3%	35.6%	22.5%	25.5%	6.5%	29.2%
	併任以外	数	156	372	690	798	111	29	2,156
		%	78.0%	65.7%	64.4%	77.5%	74.5%	93.5%	70.8%

※家庭相談員は、福祉事務所に設置されている家庭相談室において、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員をいう。

(3) 市町村の相談窓口との関係 (表3-3)

「調整機関が市町村の主たる相談窓口を兼ねている」は、1,081か所(90.6%)となっている。

表3-3 調整機関と市町村の相談窓口との関係 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねている	数	41	155	351	458	72	1,081	
	%	85.4%	94.5%	90.2%	90.9%	93.5%	36.4%	90.6%
調整機関が 市町村の主たる相談窓口を兼ねていない	数	7	9	38	46	5	7	112
	%	14.6%	5.5%	9.8%	9.1%	6.5%	63.6%	9.4%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 担当職員の研修受講状況 (表4)

外部や内部、新任や継続等の研修受講が済んでいる担当職員は、880人(28.9%)となっている。

表4 担当職員の研修受講状況 (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万以上)	市・区 (10万~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
担当職員数	数	200	566	1,071	1,030	149	3,047	
研修受講済み	数	43	144	303	328	44	18	880
	%	21.5%	25.4%	28.3%	31.8%	29.5%	58.1%	28.9%

3. 設置形態・活動内容等

(1) 地域協議会の設置形態 (表5-1)

地域協議会の設置形態について調査したところ、「1つの市町村に1つ設置」としているところが殆どであり、1, 178カ所(98.7%)となっている。

表5-1 地域協議会の設置形態

(平成19年4月1日現在)

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
1つの市町村に1つ設置	数	47	164	388	493	77	9	1,178
	%	97.9%	100.0%	99.7%	97.8%	100.0%	81.8%	98.7%
他の市町村共同で設置	数	0	0	1	10	0	0	11
	%	0.0%	0.0%	0.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.9%
1つの市町村に複数設置	数	1	0	0	0	0	1	2
	%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.2%
市町村の組合に設置	数	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	数	0	0	0	1	0	1	2
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	9.1%	0.2%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域協議会の構造 (表5-2)

地域協議会の構造は、「3層構造」が827か所(69.3%)、「2層構造」が335か所(28.1%)となっている。

表5-2 地域協議会の構造

(平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
3層構造 (代表者会議、実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	36	140	295	306	41	9	827
	%	75.0%	85.4%	75.8%	60.7%	53.2%	81.8%	69.3%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 代表者会議と個別ケース検討 会議)	数	3	19	88	190	35	0	335
	%	6.3%	11.6%	22.6%	37.7%	45.5%	0.0%	28.1%
その他	数	9	5	6	8	1	2	31
	%	18.8%	3.0%	1.5%	1.6%	1.3%	18.2%	2.6%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 地域協議会の活動内容 (表5-3)

代表者会議の設置は1,070か所、実務者会議の設置が886か所、個別ケース検討会議の設置が1,033か所となっている。

また年間の平均開催数は、代表者会議が1.03回、実務者会議が3.7回、個別ケース検討会議が16.42回となっている。

なお個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は、2.8回となっている。

表5-3 要保護児童対策地域協議会の活動内容 (平成18年度)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
代表者 会議	平成18年度設置数 (a)	45	158	359	432	66	10	1,070	
	開催実績数 (b)	回	82	195	387	375	48	19	1,106
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.82	1.23	1.08	0.87	0.73	1.90	1.03
実務者 会議	平成18年度設置数 (d)	43	139	296	346	54	8	886	
	開催実績数 (e)	回	294	868	1,051	797	61	210	3,281
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	6.84	6.24	3.55	2.30	1.13	26.25	3.70
個別ケ ース 検討 会議	平成18年度個別ケース 検討会議設置数 (g)	45	153	353	414	61	7	1,033	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	2,776	4,774	5,469	2,432	172	1,336	16,959
	平成18年度ケース実件数 (i)	人	4,568	8,085	6,900	2,895	193	1,412	24,053
	平成18年度延べケース数 (j)	人	14,643	28,012	16,138	5,514	337	2,623	67,267
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	61.69	31.20	15.49	5.87	2.82	190.86	16.42
	1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	3.21	3.46	2.34	1.90	1.75	1.86	2.80

(4) 実務者会議の形態 (表5-4)

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が714か所(59.8%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が330か所(27.7%)、「地域別に分けて協議する」が87か所(7.3%)となっている。

表5-4 地域協議会の実務者会議の形態 (複数回答) (平成19年4月1日現在)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
全ての相談種別を実務者会議 として協議する	数	22	102	236	300	52	714
	%	45.8%	62.2%	60.7%	59.5%	67.5%	18.2%
地域別に分けて協議する	数	7	10	33	28	2	87
	%	14.6%	6.1%	8.5%	5.6%	2.6%	63.6%
相談内容別に分けて開催する	数	8	30	95	172	23	330
	%	16.7%	18.3%	24.4%	34.1%	29.9%	18.2%
その他	数	11	29	33	25	3	102
	%	22.9%	17.7%	8.5%	5.0%	3.9%	9.1%

4. ケースの進行管理の状況

(1) ケースの登録数 (表6-1)

地域協議会におけるケースの登録数は全体で60,419件であり、その内、児童虐待ケース登録数が33,692件(55.8%)、児童虐待以外のケース登録数が26,727件(44.2%)となっている。

また1地域協議会あたりのケース登録数は、児童虐待ケース登録数が28.2件、児童虐待以外のケース登録数が22.4件となっている。

表6-1 ケースの登録数 (平成19年7月末日時点)

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193	
児童虐待ケース	児童虐待ケース 登録数	数	7,723	11,444	7,276	2,687	111	4,451	33,692
		%	60.3%	53.5%	48.6%	54.3%	43.2%	73.7%	55.8%
	1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	160.9	69.8	18.7	5.3	1.4	404.6	28.2
その他の 要保護 ケース	児童虐待以外のケース 登録数	数	5,081	9,963	7,690	2,257	146	1,590	26,727
		%	39.7%	46.5%	51.4%	45.7%	56.8%	26.3%	44.2%
	1地域協議会あたりの 児童虐待以外のケース登録数	数	105.9	60.8	19.8	4.5	1.9	144.5	22.4
合計		数	12,804	21,407	14,966	4,944	257	6,041	60,419
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) ケースの進行管理台帳の作成 (表6-2)

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、755か所(63.3%)で作成されている。

表6-2 ケースの進行管理台帳の作成の有無 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
作成している	数	36	129	277	279	28	6	755
	%	75.0%	78.7%	71.2%	55.4%	36.4%	54.5%	63.3%
作成していない	数	11	35	106	211	45	1	409
	%	22.9%	21.3%	27.2%	41.9%	58.4%	9.1%	34.3%
無回答	数	1	0	6	14	4	4	29
	%	2.1%	0.0%	1.5%	2.8%	5.2%	36.4%	2.4%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) ケースの見直しの頻度 (表6-3)

地域協議会におけるケースの見直しは、少なくとも「3ヶ月以内に1回」見直しているが472か所(39.6%)となっている。

また「3ヶ月に1回」の248か所(20.8%)が最も多く、次いで「6ヶ月に1回」151か所(12.7%)となっている。その他の記載には、必要に応じてケースを見直すという意見が多くみられた。

表6-3 ケースの見直しの頻度 (平成19年7月末日時点)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
① 1ヶ月に1回	数	4	34	44	38	4	3	127
	%	8.3%	20.7%	11.3%	7.5%	5.2%	27.3%	10.6%
② 2ヶ月に1回	数	4	17	42	25	8	1	97
	%	8.3%	10.4%	10.8%	5.0%	10.4%	9.1%	8.1%
③ 3ヶ月に1回	数	15	48	88	84	11	2	248
	%	31.3%	29.3%	22.6%	16.7%	14.3%	18.2%	20.8%
小計	数	23	99	174	147	23	6	472
	%	47.9%	60.4%	44.7%	29.2%	29.9%	54.5%	39.6%
④ 4ヶ月に1回	数	5	14	20	33	1	0	73
	%	10.4%	8.5%	5.1%	6.5%	1.3%	0.0%	6.1%
⑥ 6ヶ月に1回	数	6	12	50	72	11	0	151
	%	12.5%	7.3%	12.9%	14.3%	14.3%	0.0%	12.7%
その他	数	10	33	103	148	21	2	317
	%	20.8%	20.1%	26.5%	29.4%	27.3%	18.2%	26.6%
無回答	数	4	6	42	104	21	3	180
	%	8.3%	3.7%	10.8%	20.6%	27.3%	27.3%	15.1%
合計	数	48	164	389	504	77	11	1,193
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 関係機関等の状況

地域協議会に關係機関等がどの程度の割合で参加しているかをみると、児童相談所、警察署、教育委員会、保育所、民生・児童委員協議会、小中学校の参加率が高かった。(表7、参考4)

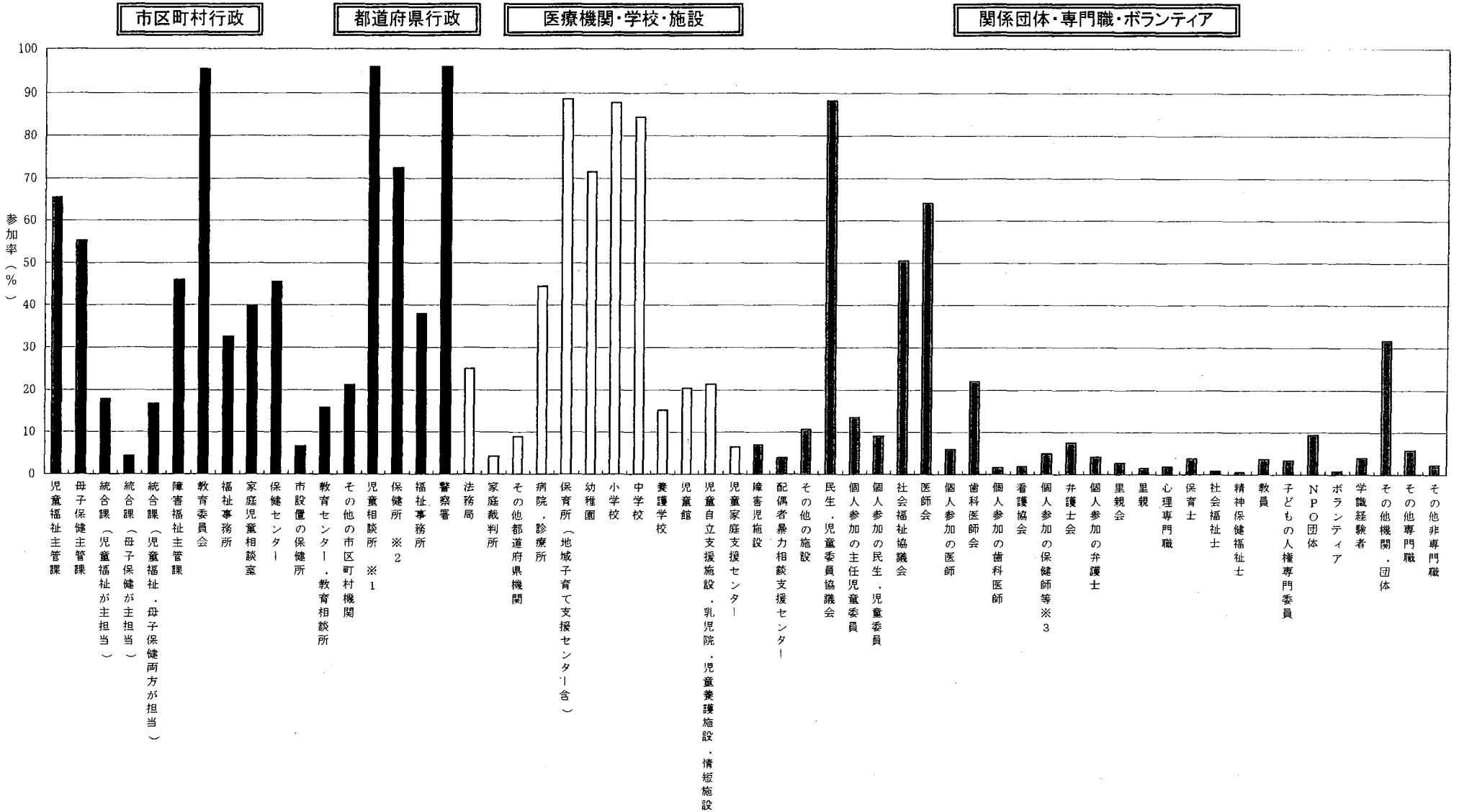
表7 地域協議会の設置形態

(平成19年4月1日現在)

	都道府県						指定都市	合計		
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30 万未 満)	市・区 (10万 未満)	町	村	数		%		
									数	%
地域協議会設置数(平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	-		
行政機関	市町村	児童福祉主管課	45	151	317	243	17	7	780	65.4%
		母子保健主管課	38	126	277	196	14	7	658	55.2%
		統合課(児童福祉が主担当)	0	11	28	140	31	2	212	17.8%
		統合課(母子保健が主担当)	0	4	10	31	5	0	50	4.2%
		統合課(児童福祉・母子保健両方が担当)	2	7	32	130	27	1	199	16.7%
		障害福祉主管課	34	109	172	202	28	3	548	45.9%
		教育委員会	48	163	373	476	66	11	1,137	95.3%
		福祉事務所	38	103	176	52	11	8	388	32.5%
		家庭児童相談室	25	113	266	54	9	7	474	39.7%
		保健センター	28	102	194	195	18	6	543	45.5%
	市設置の保健所	26	17	11	15	2	9	80	6.7%	
	教育センター・教育相談所	29	61	63	28	1	7	189	15.8%	
	その他の市区町村機関	27	58	90	65	6	7	253	21.2%	
	国・都道府県	児童相談所	48	163	377	478	74	5	1,145	96.0%
		保健所	15	138	326	342	43	0	864	72.4%
		福祉事務所	3	20	82	304	42	1	452	37.9%
		警察署	48	163	382	470	71	11	1,145	96.0%
		法務局	20	57	124	82	9	6	298	25.0%
		家庭裁判所	7	19	13	6	0	6	51	4.3%
その他都道府県機関		9	24	30	35	7	1	106	8.9%	
医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	24	67	164	218	49	8	530	44.4%	
	保育所(地域子育て支援センター含)	36	144	339	465	62	10	1,056	88.5%	
	幼稚園	33	142	324	323	21	10	853	71.5%	
	小学校	32	141	336	458	70	9	1,046	87.7%	
	中学校	32	137	321	439	69	9	1,007	84.4%	
	養護学校	9	40	83	43	3	3	181	15.2%	
	児童館	14	38	92	89	8	2	243	20.4%	
	児童自立支援施設・乳児院・児童養護施設・児童施設	31	76	101	33	0	14	255	21.4%	
	児童家庭支援センター	4	19	30	19	2	2	76	6.4%	
	関係団体等	障害児施設	8	20	33	19	1	3	84	7.0%
等	配偶者暴力相談支援センター	4	16	21	4	1	-	46	3.9%	
施設	その他の施設	13	21	43	45	2	4	128	10.7%	
関係団体等	民生委員	46	149	352	426	67	11	1,051	88.1%	
	個人参加の主任児童委員	6	18	40	89	8	0	161	13.5%	
	個人参加の民生・児童委員	5	13	28	55	8	0	109	9.1%	
	社会福祉協議会	28	100	192	232	46	4	602	50.5%	
	医師	医師会	46	152	332	212	13	10	765	64.1%
		個人参加の医師	5	8	17	39	3	0	72	6.0%
	医師科	歯科医師会	21	79	106	47	3	7	263	22.0%
		個人参加の歯科医師	2	3	5	8	0	0	18	1.5%
	保健師等	看護協会	2	8	9	1	0	1	21	1.8%
		個人参加の保健師等	1	7	15	33	3	0	59	4.9%
	弁護士	弁護士会	16	31	25	6	4	8	90	7.5%
		個人参加の弁護士	13	18	12	6	0	0	49	4.1%
	里親	里親会	5	5	14	5	0	3	32	2.7%
		里親	0	3	5	9	0	0	17	1.4%
	心理専門職	0	6	8	7	0	0	21	1.8%	
	保育士	1	7	11	25	1	0	45	3.8%	
	社会福祉士	0	2	2	5	1	0	10	0.8%	
	精神保健福祉士	0	2	1	3	0	0	6	0.5%	
	教員	0	4	11	26	2	0	43	3.6%	
	子どもの人権専門委員	3	10	13	13	2	0	41	3.4%	
NPO団体	13	35	38	17	0	9	112	9.4%		
ボランティア	0	1	1	6	1	0	9	0.8%		
学識経験者	4	14	14	12	1	2	47	3.9%		
その他機関・団体	32	74	141	109	14	7	377	31.6%		
その他専門職	6	8	16	35	3	1	69	5.8%		
その他非専門職	2	3	9	10	3	0	27	2.3%		

(参考4) 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等

(平成19年4月1日現在)



6. 児童虐待防止以外の業務分野

地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野は、「不登校・いじめ」639か所(53.6%)、「非行」605か所(50.7%)、「配偶者からの暴力」435か所(36.5%)、となっている。(表8)

表8 地域協議会における児童虐待以外の業務分野(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
非行	数	17	83	234	222	44	5	605
	%	35.4%	50.6%	60.2%	44.0%	57.1%	45.5%	50.7%
不登校・いじめ	数	17	85	236	248	49	4	639
	%	35.4%	51.8%	60.7%	49.2%	63.6%	36.4%	53.6%
配偶者からの暴力	数	11	51	164	174	34	1	435
	%	22.9%	31.1%	42.2%	34.5%	44.2%	9.1%	36.5%
その他	数	3	38	59	59	12	1	172
	%	6.3%	23.2%	15.2%	11.7%	15.6%	9.1%	14.4%

(平成19年4月1日現在)

7. 設置によるメリット、効果等

地域協議会設置によるメリットは、「関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった」が1,075か所(90.1%)と最も多く、次いで「児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった」939か所(78.7%)、「関係機関相互の信頼感が高まった」842か所(70.6%)、「役割分担が明確になる」640か所(53.6%)となっている。
(表9-1)

表9-1 地域協議会活動によるメリット(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193
関係機関間の情報提供・収集・共有がしやすくなった	数	48	153	367	441	56	1,075
	%	100.0%	93.3%	94.3%	87.5%	72.7%	90.9%
関係機関相互の信頼感が高まった	数	45	135	296	319	38	842
	%	93.8%	82.3%	76.1%	63.3%	49.4%	81.8%
役割分担により一機関の業務負担が軽減された	数	21	62	138	138	13	374
	%	43.8%	37.8%	35.5%	27.4%	16.9%	18.2%
対応の迅速化が図られた	数	20	49	107	83	10	272
	%	41.7%	29.9%	27.5%	16.5%	13.0%	27.3%
児童虐待に関する理解・認識・関心が高まった	数	43	150	320	367	50	939
	%	89.6%	91.5%	82.3%	72.8%	64.9%	81.8%
地域の子育てサービス資源の必要性の検討につながった	数	18	59	134	131	17	365
	%	37.5%	36.0%	34.4%	26.0%	22.1%	54.5%
担当者の精神的負担感やストレス軽減	数	14	66	126	119	12	341
	%	29.2%	40.2%	32.4%	23.6%	15.6%	36.4%
役割分担が明確になる	数	36	101	236	235	24	640
	%	75.0%	61.6%	60.7%	46.6%	31.2%	72.7%
業務の押し付け合いが減った	数	17	51	113	112	7	302
	%	35.4%	31.1%	29.0%	22.2%	9.1%	18.2%
その他	数	2	9	12	10	2	37
	%	4.2%	5.5%	3.1%	2.0%	2.6%	18.2%

8. 活動上の困難点

地域協議会の活動上の困難点は、「スーパーバイザーがない」が685か所(57.4%)、「調整機関に負担が集中してしまう」662か所(55.5%)、「効果的な運営方法が分からない」が619か所(51.9%)となっており、人材確保と運営上の困難さが多くみられる。(表9-2)

表9-2 地域協議会活動による困難点(複数回答)

	都道府県					指定都市	合計	
	市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ~30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)	48	164	389	504	77	11	1,193	
効果的な運営方法がわからない	数	22	79	215	263	34	6	619
	%	45.8%	48.2%	55.3%	52.2%	44.2%	54.5%	51.9%
関係機関の協力が得られにくい	数	3	10	20	20	2	0	55
	%	6.3%	6.1%	5.1%	4.0%	2.6%	0.0%	4.6%
参加者が定着せず、積み上げができない	数	8	23	45	53	4	1	134
	%	16.7%	14.0%	11.6%	10.5%	5.2%	9.1%	11.2%
調整機関に負担が集中してしまう	数	39	110	203	273	30	7	662
	%	81.3%	67.1%	52.2%	54.2%	39.0%	63.6%	55.5%
スーパーバイザーがない	数	24	91	230	292	41	7	685
	%	50.0%	55.5%	59.1%	57.9%	53.2%	63.6%	57.4%
予算・人員の確保が困難	数	27	70	176	214	29	7	523
	%	56.3%	42.7%	45.2%	42.5%	37.7%	63.6%	43.8%
その他	数	2	7	8	10	5	0	32
	%	4.2%	4.3%	2.1%	2.0%	6.5%	0.0%	2.7%

9. 機能充実のための課題

地域協議会の機能充実のための課題は、「関係機関構成員の基礎知識と危機感の共有化が必要」が856か所（71.8％）と最も多く、次いで「効果的な会議運営方法が必要」800か所（67.1％）、「調整機関職員の専門職化、人材確保が必要」648か所（54.3％）となっている。（表9-3）

表9-3 地域協議会活動による課題（複数回答）

		都道府県					指定都市	合計
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村		
地域協議会設置数 (平成19年4月1日)		48	164	389	504	77	11	1,193
調整機関職員の専門職化、人材 確保が必要	数	31	105	225	259	22	6	648
	%	64.6%	64.0%	57.8%	51.4%	28.6%	54.5%	54.3%
児童相談所との役割分担の明確 化	数	26	94	204	236	28	8	596
	%	54.2%	57.3%	52.4%	46.8%	36.4%	72.7%	50.0%
関係機関構成員の基礎知識と危 機感の共有化	数	40	129	291	341	47	8	856
	%	83.3%	78.7%	74.8%	67.7%	61.0%	72.7%	71.8%
効果的な会議運営方法が必要	数	33	124	261	331	42	9	800
	%	68.8%	75.6%	67.1%	65.7%	54.5%	81.8%	67.1%
その他	数	1	11	15	16	2	1	46
	%	2.1%	6.7%	3.9%	3.2%	2.6%	9.1%	3.9%

10. 設置していない理由

地域協議会を設置していない理由は、「調整機関のコーディネーターの人員確保が困難」229か所（36.1%）、「地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難」216か所（34.1%）といったような人材確保の困難さを理由とするものが多くみられる。

また「各機関の通常業務で要保護児童対策への対応可能」229か所（36.1%）、「子育て支援ネットワークなどで対応可能」153か所（24.1%）といったような既存の体制で対応可能という理由もみられる。これに対し「虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い」という理由が157か所（24.8%）みられる。（表10）

表10 地域協議会の設置をしていない理由（複数回答）

		都道府県					指定都市	合計	
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30万 未満)	市・区 (10万 未満)	町	村			
協議会未設置数 (平成19年4月1日)		16	39	130	324	117	8	634	
トップの理解がない	数	0	2	3	11	1	0	17	
	%	0.0%	5.1%	2.3%	3.4%	0.9%	0.0%	2.7%	
予算確保が困難	数	2	7	16	63	29	1	118	
	%	12.5%	17.9%	12.3%	19.4%	24.8%	12.5%	18.6%	
人材確保が困難	調整機関のコーディネーターの人員確保が困難	数	4	11	40	123	50	1	229
		%	25.0%	28.2%	30.8%	38.0%	42.7%	12.5%	36.1%
	地域協議会のリーダー的役割を担う人材確保が困難	数	3	7	33	127	45	1	216
		%	18.8%	17.9%	25.4%	39.2%	38.5%	12.5%	34.1%
	その他	数	0	1	5	14	5	0	25
		%	0.0%	2.6%	3.8%	4.3%	4.3%	0.0%	3.9%
設置・運営の手法が分からない	数	1	3	24	63	32	0	123	
%	6.3%	7.7%	18.5%	19.4%	27.4%	0.0%	19.4%		
市町村合併があった又は予定がある	数	1	6	23	45	5	1	81	
%	6.3%	15.4%	17.7%	13.9%	4.3%	12.5%	12.8%		
虐待の問題がない、あるいは優先順位が低い	数	0	1	8	90	58	0	157	
%	0.0%	2.6%	6.2%	27.8%	49.6%	0.0%	24.8%		
関係機関の協力が得られない	数	0	2	6	10	4	0	22	
%	0.0%	5.1%	4.6%	3.1%	3.4%	0.0%	3.5%		
各機関の通常業務で要保護児童への対応可能	数	3	9	35	133	48	1	229	
%	18.8%	23.1%	26.9%	41.0%	41.0%	12.5%	36.1%		
既存の子育て支援ネットワークなどで対応可能	数	1	11	38	83	19	1	153	
%	6.3%	28.2%	29.2%	25.6%	16.2%	12.5%	24.1%		
既存の虐待防止ネットワークはあるが手続きが困難	数	2	3	12	30	6	2	55	
%	12.5%	7.7%	9.2%	9.3%	5.1%	25.0%	8.7%		

平成 19 年 度 要保護児童対策模範事業表彰について (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長表彰)

各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関（要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう）の行う取組が、先駆的・独創的であり、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について、以下のとおり表彰することに決定しました。

応募自治体

- 1 児童相談所部門 8自治体
- 2 市町村関係機関部門 9自治体

表彰団体と取組

- 1 児童相談所部門 1児童相談所
大阪府中央子ども家庭センター非行ワーキンググループ
 - 取組 . . . 非行相談に関する取組（性加害児童への援助手法の確立）
 - 実績 . . . 性暴力相談ガイドラインの策定（平成19年3月）
・平成19年度（7月末時点）
アセスメント実施 34件
（施設入所事例7件、在宅事例27件）

性暴力を行った子どもは、他者に対して暴力行為を行ったという事実を重く受け止める必要がある一方、実際には、その子ども自身が、過去に不適切な養育環境におかれていたり、暴力を受けていた経過がある場合も少なくないとの認識から、児童福祉に携わる者として、性暴力の相談においても適切な介入や援助を行うことができるよう、性暴力に着目したアセスメントの方策や対応方法についてまとめた指針（ガイドライン）を本年3月に作成した。

ガイドライン作成後の効果としては、①継続指導中の児童においては、自らの加害行為の改善に向けて動機付けが明確になり、内省が出てきている事例がある等再発防止への効果 ②今まで非常に理解が困難であった性加害児童のアセスメントができることにより、指導のポイントが明確になり、本児童相談所のみならず、府内各児童相談所や施設職員のスキルアップにつながった。

2 市町村関係機関部門・・・ 1 機関

東京都世田谷区子ども部子ども家庭支援課児童虐待対策支援チーム、世田谷区各総合支所子ども家庭支援センター

- 取組・・・虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組
(被虐待児への学生ボランティア派遣事業)
- 実績・・・平成18年12月～派遣開始。

平成18年度実績	11ケース延べ77回
平成19年度(7月末時点)	17ケース延べ56回

事業実施による効果として、

- ① 家庭内の状況把握が可能となり、支援が可能となった
(従来の行政による支援に対し拒否的であった家庭が、学習(学生)という切り口での支援に対して受け入れ、閉鎖的であった家庭内の状況が把握でき、介入・支援が可能となった) = 11件
- ② 被虐待児について対人関係の改善が見られるようになった
(行政職員と比べ「学生」という、子どもの年齢に近い者が支援を行うことにより、子ども本人の心理的ハードルが緩和され、話しやすい関係を持てるようになったことにより「自分の感情コントロールができるようになった」「本音が話せるようになった」などの、対人関係の改善が見られるようになった) = 6件

表彰式

表彰式は、本年11月10日、11日に熊本市で開催される「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」において、表彰式を開催。

取組内容の発表、問い合わせ先

受賞した団体の取組内容については、厚生労働省に於いても、全国児童相談所長会議などを通じて紹介する予定。

上記2つの取組内容の詳細に関しましては、下記に問い合わせ願います。

- ・ 非行相談に関する取組(性加害児童への援助手法の確立)

大阪府中央子ども家庭センター企画情報室長 角田 雄三
地域相談課長 赤井 計洋

- ・ 虐待の発生予防から再発防止までの支援体制に関する取組

東京都世田谷区子ども部副参事 小堀 由祈子
子ども家庭支援課子ども施策担当係長
澁田 景子

「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催について

～平成20年度(来年度)は、滋賀県にて開催します～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、その内容も専門的な援助を必要とするケースが増えています。特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

また、こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、全国フォーラムの開催など、集中的な広報・啓発活動を集中的に実施することとしています。

平成20年度における「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」については、都道府県を対象に広く開催希望を募り、開催場所の検討を行った結果、「滋賀県」に決定したところです。

○平成20年度の開催場所・・・滋賀県

*開催日程、会場等の詳細については、追って公表します。

(参考・開催実績)

平成17年度 第1回・全国フォーラム 埼玉県さいたま市

平成18年度 第2回・全国フォーラム 静岡県静岡市

平成19年度 第3回・全国フォーラム 熊本県熊本市

*平成19年度は、11月10日(土)・11日(日)に、熊本テルサにて開催。